

日田市規則第16号

日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月27日

日田市長 棕 野 美 智 子

日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成11年規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
（受給資格者証の有効期間） 第4条 前条第1号の受給資格者証の有効期間は、次の各号に掲げる子ども（条例第2条第1号に規定する子どもをいう。）の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 高校生等 受給資格を備えることとなった日（ただし、満15歳に達する日以後における最初の4月1日以後の日とする。）から満18歳に達する日以後における最初の3月31日まで</u>	（受給資格者証の有効期間） 第4条 前条第1号の受給資格者証の有効期間は、次の各号に掲げる子ども（条例第2条第1号に規定する子どもをいう。）の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。 (1)及び(2) 略

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。